

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年9月19日
【計算期間】	第12期（自 平成24年12月21日 至 平成25年6月20日）
【ファンド名】	イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 和田 康志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）を「投資信託証券」といいます。

② 基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／株式に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「株式」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
（投資信託証券				
（株式））				
資産複合				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産（投資信託証券（株式））」… 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

「年2回」… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

「アジア」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファンド・オブ・ファンズ」… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

「為替ヘッジなし」… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は1,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 「グローイング・アジア」の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・主として日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式に実質的に投資を行い、中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
- ・高い経済成長が続くアジア地域で、今後も特に高い成長が期待できると考えられる国々を当社では「グローイング・アジア」と呼び、当ファンドの実質的な主要投資対象国とします。
- ・ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ」のサブファンド[※]（米ドル建て）への投資を通じて、主要投資対象国の株式に投資を行います。

※一般に、一つの外国投資法人の下で運用対象に応じて個々に設定されるファンドをサブファンドといいます。実際の運用はサブファンドごとに行われます。

<主要投資対象国>

中国、インド、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム（2013年7月末現在。主要投資対象国は、今後変更される場合があります。）



2. 投資信託証券への投資に当たっては、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

充実したアジアのネットワーク

- ・イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- ・当ファンドの運用および組入投資信託証券の運用を担当するイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドの株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。



（2013年7月末現在）

3. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、複数の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

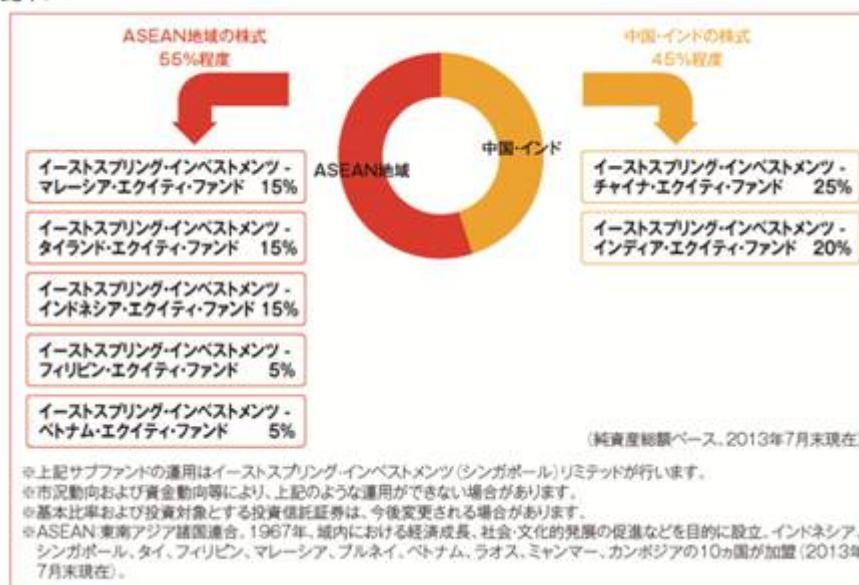


※投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

4. 実質的な主要投資対象国の選定および国別の投資割合は、株式市場の規模および市場見通しに基づいて決定されます。

- ・当ファンドは、原則として、アジアの経済成長を牽引する中国およびインドの株式に45%程度、両国の成長の恩恵を享受しつつ、更なる内需拡大が期待されるASEAN地域の株式に55%程度、実質的に投資を行います。
- ・実際の投資配分は、市場動向等を勘案し、基本比率の上下一定の範囲内で決定されます。

<基本比率>



5. 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ・実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

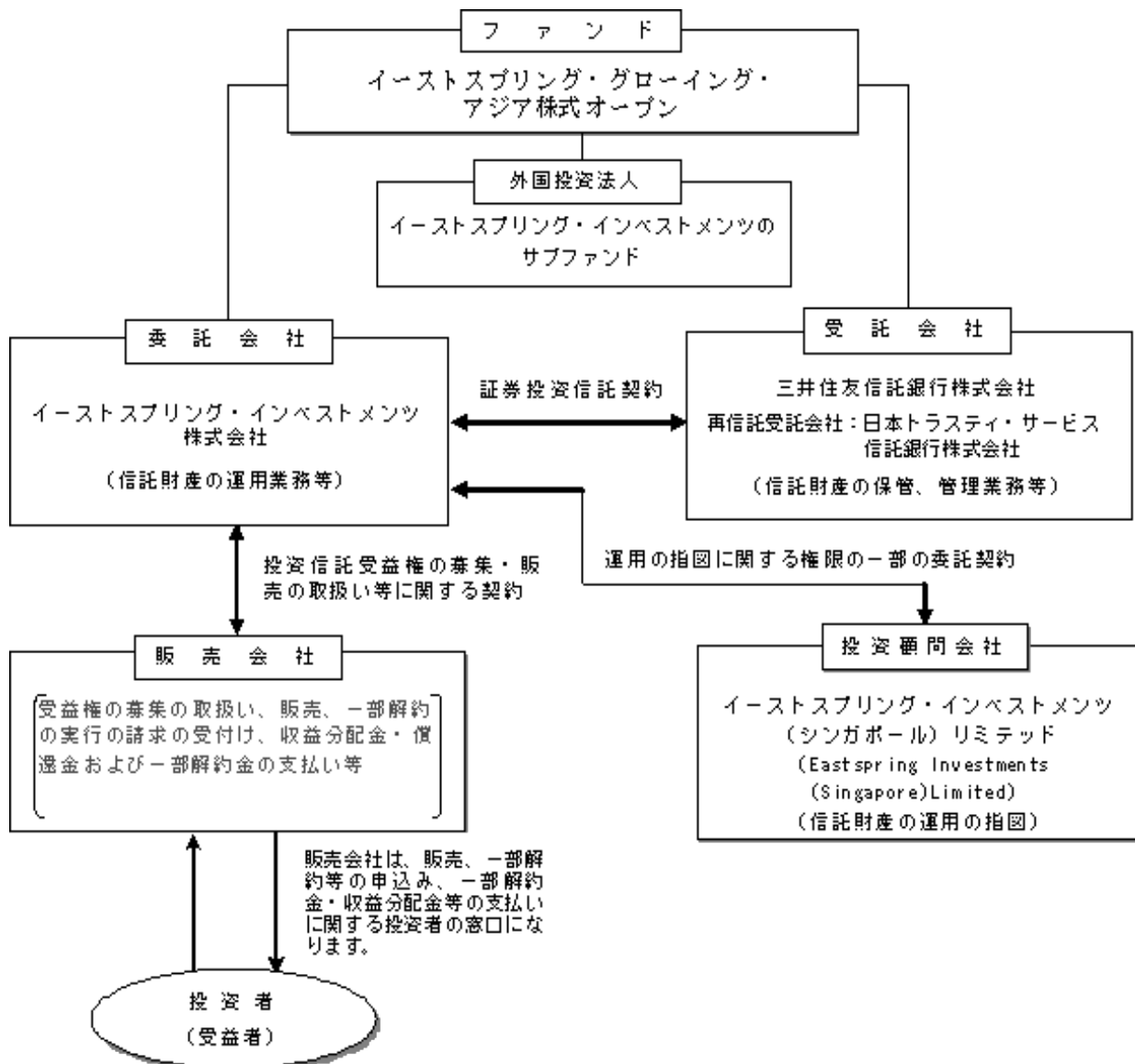
(2) 【ファンドの沿革】

平成19年6月29日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成24年2月14日 ファンド名を「PCAグローイング・アジア株式オープン」から「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」に変更
投資顧問会社の商号を「イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人

- a. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
- b. 受託会社：三井住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
- c. 販売会社：
当ファンドの投資信託受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。
- d. 投資顧問会社：イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
(Eastspring Investments (Singapore) Limited)
委託会社より運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- a. 受託会社と締結している契約
証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
- b. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

c. 投資顧問会社と締結している契約

投資一任契約が締結されており、運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬等が定められています。

④ 委託会社の概況

a. 資本金の額

平成25年7月末日現在 649.5百万円

b. 委託会社の沿革

平成11年12月	ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
平成12年1月	投資顧問業の登録
平成12年5月	投資一任契約にかかる業務の認可を取得
平成12年5月	証券投資信託委託業の認可を取得
平成14年1月	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成19年9月	金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
平成22年12月	P C Aアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成24年2月	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

c. 大株主の状況（平成25年7月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「PCHL」といいます。）（注）	英国 ロンドン市 ローレンス・パウト ニー・ヒル EC4R 0HH	23,060株	100%

（注）PCHLは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国プルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社およびPCHLは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. 主として、日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- b. 投資信託証券の組入れ比率は、原則として高位を保ちます。
- c. 実質的な投資対象国および国別の資産配分は、株式市場規模および市場見通しに基づき決定します。
- d. 投資対象とする投資信託証券は、前記a.に定める要件の範囲内で、委託会社が選定した別に定める投資信託証券[※]から選定するものとします。ただし、アジア各国の株式市場規模および経済成長率の変化等により、前記a.に定める要件の範囲内で、委託会社の裁量により投資対象とする投資信託証券の追加または削除を行う場合があります。
- e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- f. イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- g. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ 上記d.の「別に定める投資信託証券」とは、ルクセンブルグ籍外国投資法人である「イーストスプリング・インベストメンツ」のサブファンドの投資証券のうち、アジア各国の株式に投資する以下の投資証券とします（有価証券届出書提出日現在）。以下同じ。

イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド クラスJ

＜投資信託証券の選定方針＞

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

<投資対象ファンドの概要>

（注）下記の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づき作成しておりますが、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド（略称：チャイナ・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、中国の企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・中国で設立または上場している企業 ・主に中国において事業展開を行っている企業 ・収益の相当部分を中国で得ている企業 ・子会社または関連会社が収益の相当部分を中国で得ている企業 投資対象は、取引所に上場されている株式、ADR、GDR等の預託証書、転換社債、優先株、ワラント債を含みますが、これらに限定されるものではありません。	
ベンチマーク	MSCI China Index（MSCIチャイナ指数）※1	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ（香港）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの特徴	1. 主として、中国の企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。 4. イーストスプリング・インベストメンツ（香港）リミテッドが投資助言を行います。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.20%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

※1 MSCI指数はMSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI指数については、以下同じ。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド（略称：インディア・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、インドの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	

主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・インドで設立または上場している企業 ・インドにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、ADR、GDR等の預託証書、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	MSCI India Index（MSCIインディア指数）	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、インドの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.40%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド（略称：マレーシア・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の 基本方針	主として、マレーシアの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・マレーシアで設立または上場している企業 ・マレーシアにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、ADR、GDR等の預託証書、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	MSCI Malaysia Index（MSCIマレーシア指数）	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、マレーシアの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.25%
	管理費用等	年率0.30%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド（略称：タイランド・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、タイの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・タイで設立または上場している企業 ・タイにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、ADR、GDR等の預託証券、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	SET 50 Index（SET50指数）※2	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、タイの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.20%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

※2 SET 50 Index（SET50指数）は、タイ証券取引所（以下「SET」といいます。）がその商標権を有し、その知的財産権はSETにあります。SETはその適切性、十分な品質その他を保証するものではありません。SETは本情報を利用することにより生じうる過誤、省略または損失について何ら責任を負いません。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド（略称：インドネシア・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、インドネシアの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・インドネシアで設立または上場している企業 ・インドネシアにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、ADR、GDR等の預託証券、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	Jakarta Composite Index（ジャカルタ総合指数）※3	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.

ファンドの特徴	1. 主として、インドネシアの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.20%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

※3 Jakarta Composite Index（ジャカルタ総合指数）はインドネシア証券取引所が公表している指数です。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド（略称：フィリピン・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、フィリピンの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・フィリピンで設立または上場している企業 ・フィリピンにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、ADR、GDR等の預託証券、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	PSEi Index（フィリピン総合指数）※4	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの特徴	1. 主として、フィリピンの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.25%
	管理費用等	年率0.25%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

※4 PSEi Index（フィリピン総合指数）はフィリピン証券取引所が公表している指数です。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド（略称：ベトナム・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、ベトナムの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	

主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・ベトナムで設立または上場している企業 ・ベトナムにおいて主に事業展開を行っている企業 ・収益の相当部分をベトナムで得ている企業 ・子会社または関連会社が収益の相当部分をベトナムで得ている企業	
ベンチマーク	FTSE Vietnam All-Share Index (FTSEベトナム・オールシェア指数) ※ 5	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、ベトナムの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率1.00%
	管理費用等	年率0.40%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

※ 5 FTSE Vietnam All-Share Index (FTSEベトナム・オールシェア指数) はFTSE International Limitedが公表している指数です。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権（上記イおよび下記ハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を主として別に定める投資信託証券に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

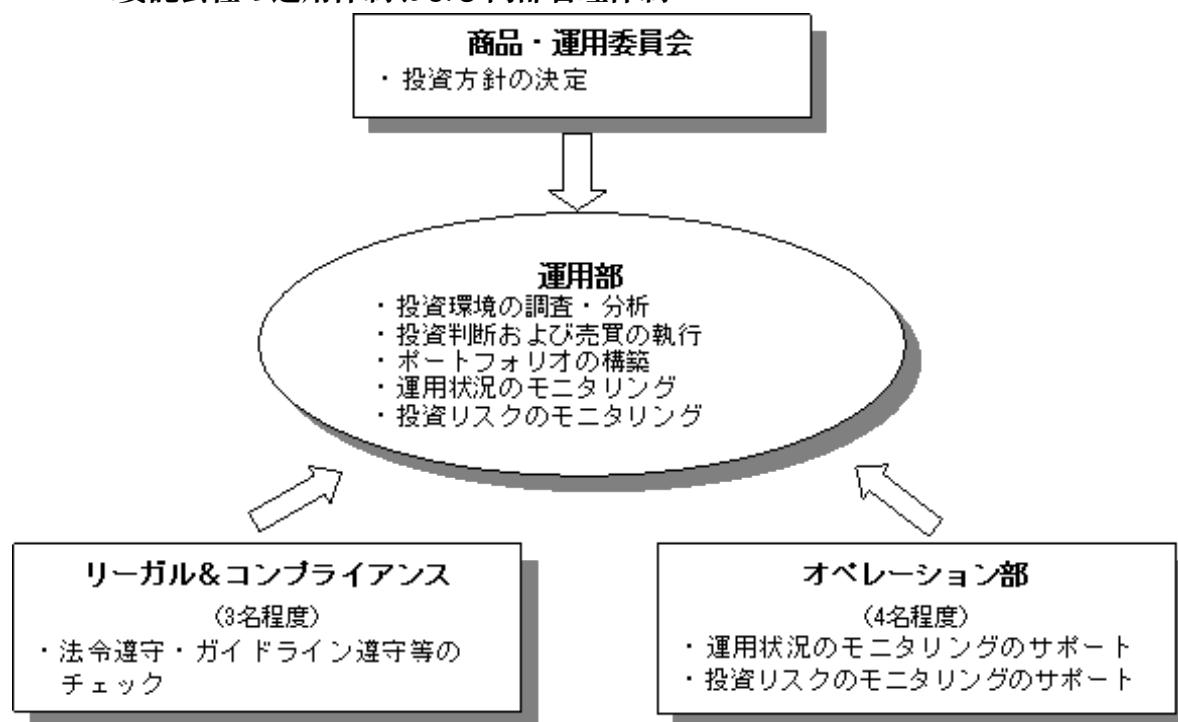
4. 手形割引市場において売買される手形

ただし、上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜委託会社の運用体制および内部管理体制＞



1. 商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

＜運用体制に関する社内規則＞

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」および「業務委託に関する規程」に則って運用を行います。

＜委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

投資顧問会社に対しては「業務委託に関する規程」に則り、ガイドラインの遵守状況等のチェックが行われていることの確認を行っています。

委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に運用指図に関する権限の一部を委託します。

＜投資顧問会社の運用体制＞

1. アセット・アロケーション・コミティが月次で開催され、グローバルな経済データの分析結果等をもとに、各市場への投資方針を決定します。

2. 1.の結果をもとに、ファンド・マネジャーが最終的な投資判断および売買の執行を行い、当ファンドのポートフォリオを構築します。
3. リスク&パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、運用実績およびリスクが適正であったかについて分析を行います。また、運用状況、市場環境等により必要と認められる場合には、臨時でミーティングを開催します。

なお、ファンドの運用体制は平成25年7月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

<信託約款に定める投資制限>

1. 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
3. 株式への投資制限
株式への直接投資は行いません。
4. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
5. 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
6. 資金の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。

2. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

4. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

5. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしがたい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を

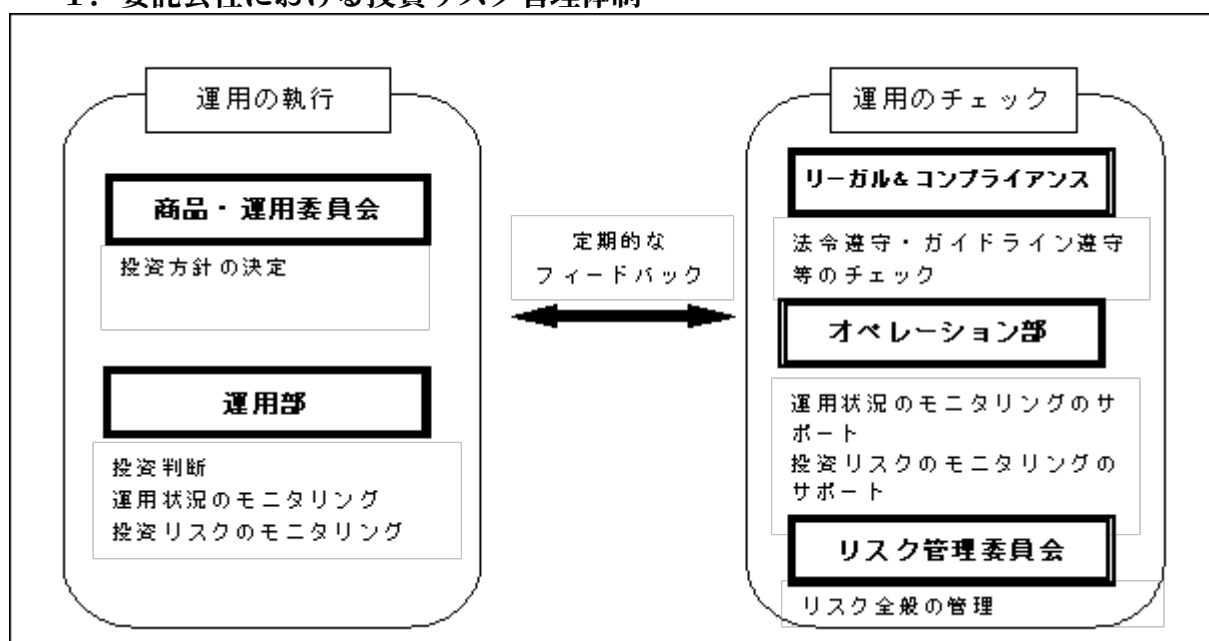
中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 実質的な投資対象国および国別の資産配分は、株式市場規模および市場見通しに基づき決定するため、変更となることがあります。また、当ファンドの投資対象とする投資信託証券は、2 投資方針 (1) 投資方針 ②投資態度 a. に定める要件の範囲内で、委託会社の裁量により追加または削除を行う場合があります。
6. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
7. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1. 委託会社における投資リスク管理体制



- ・商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、運用の委託先における投資方針の遵守状況や運用状況の確認および投資先ファンドにおける運用状況の確認、ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行っています。さらに、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等に関し当該委託先から定期的な報告を求めるなどの所要のモニタリングを行うとともに、投資先ファンドの監査報告書の提出を求めています。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令や投資ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先からの定期的な報告を求めるなど所要のモニタリングを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク管理委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

2. 投資顧問会社における投資リスク管理体制

- ・日次でコンプライアンス・チームが、ガイドラインおよび関係法令の遵守状況の確認を行います。
- ・週次で行われるポートフォリオ・ミーティングにおいて、ポートフォリオの性質およびリスクについて報告されます。

- ・リスク&パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、運用実績およびリスク管理状況の分析を行います。
- ・オーバーサイト・ミーティングが四半期ごとに開催され、運用実績およびリスク管理についてレビューを行います。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成25年7月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

- ② 償還乗換え等の場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。
③ 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.3965%（税抜1.33%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、各販売会社の取扱い純資産残高に応じて以下の通りです。

各販売会社の 取扱い純資産残高のうち	100億円以下の部分	100億円超の部分
委託会社	年率 0.6300%（税抜 0.60%）	年率 0.5775%（税抜 0.55%）
販売会社	年率 0.7350%（税抜 0.70%）	年率 0.7875%（税抜 0.75%）
受託会社	年率 0.0315%（税抜 0.03%）	

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

委託会社が受取る報酬には、投資顧問会社であるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドへの報酬（信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額）が含まれます。

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）に関しても運用報酬等（年率0.53625%程度）がかかります。

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の運用報酬等を加算した実質的な信託報酬は、年率1.93275%程度（税込）です。当該信託報酬は平成25年7月末現在の基本比率に基づくものであり、投資信託証券の変更や組入状況等により変動することがあります。

（ご参考：投資対象ファンドの運用報酬等）

投資対象ファンド	運用報酬	管理費用等
チャイナ・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.20%程度
インドシア・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.40%程度
マレーシア・エクイティ クラスJ	年率0.250%	年率0.30%程度
タイランド・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.20%程度

インドネシア・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.20%程度
フィリピン・エクイティ クラスJ	年率0.250%	年率0.25%程度
ベトナム・エクイティ クラスJ	年率1.000%	年率0.40%程度

※上記のほか、有価証券売買時の売買委託手数料等は各サブファンドが負担します。なお、申込手数料はありません。

※投資対象ファンドは、今後変更される場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。
- ③ 上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。
- ④ 上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。
- ⑤ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ⑥ 信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

※上記（4）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%)
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

※平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

※公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	7.147% (所得税7%、復興特別所得税0.147%)
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)

※平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

② 個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記の内容は平成25年7月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年7月31日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	11,265,937,989	98.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	221,300,257	1.93
合計（純資産総額）		11,487,238,246	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年7月31日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセン ブルグ	投資 証券	イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド	2,347,308.132	1,181.86	2,774,198,978	1,225.31	2,876,188,201	25.04
ルクセン ブルグ	投資 証券	イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド	2,465,739.515	949.35	2,340,857,483	888.01	2,189,616,929	19.06
ルクセン ブルグ	投資 証券	イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド	816,848.727	2,094.00	1,710,487,768	2,052.71	1,676,758,712	14.60
ルクセン ブルグ	投資 証券	イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド	859,173.613	2,148.94	1,846,319,856	1,973.17	1,695,298,552	14.76
ルクセン ブルグ	投資 証券	イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド	1,084,119.178	1,574.18	1,706,603,063	1,565.35	1,697,033,327	14.77
ルクセン ブルグ	投資 証券	イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド	271,774.529	2,024.37	550,172,528	2,072.03	563,127,172	4.90
ルクセン ブルグ	投資 証券	イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド	1,009,823.024	564.90	570,454,266	562.39	567,915,096	4.94

種類別投資比率

(平成25年7月31日現在)

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.07
合計	98.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

- ②【投資不動産物件】（平成25年7月31日現在）
該当事項はありません。

- ③【その他投資資産の主要なもの】

（平成25年7月31日現在）

資産の種類	買建/売建	通貨	数量 (契約額)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	1,000,000.00	98,119,500	98,070,000	△0.85

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成25年7月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(平成19年12月20日)	28,436	30,135	1.0045	1.0645
第2期	(平成20年 6月20日)	23,067	23,067	0.7820	0.7820
第3期	(平成20年12月22日)	11,033	11,033	0.4095	0.4095
第4期	(平成21年 6月22日)	15,705	15,705	0.6063	0.6063
第5期	(平成21年12月21日)	17,534	17,534	0.7198	0.7198
第6期	(平成22年 6月21日)	19,166	19,166	0.7791	0.7791
第7期	(平成22年12月20日)	20,062	20,062	0.8543	0.8543
第8期	(平成23年 6月20日)	17,637	17,637	0.8173	0.8173
第9期	(平成23年12月20日)	13,613	13,613	0.6912	0.6912
第10期	(平成24年 6月20日)	13,616	13,616	0.7568	0.7568
第11期	(平成24年12月20日)	14,083	14,083	0.9106	0.9106
第12期	(平成25年 6月20日)	12,164	12,403	1.0180	1.0380
	平成24年 7月末日	13,399	—	0.7602	—
	平成24年 8月末日	13,128	—	0.7611	—
	平成24年 9月末日	13,227	—	0.7899	—
	平成24年10月末日	13,417	—	0.8235	—
	平成24年11月末日	13,551	—	0.8579	—
	平成24年12月末日	14,341	—	0.9362	—
	平成25年 1月末日	15,210	—	1.0293	—
	平成25年 2月末日	14,601	—	1.0245	—
	平成25年 3月末日	14,474	—	1.0509	—
	平成25年 4月末日	14,563	—	1.1161	—
	平成25年 5月末日	14,245	—	1.1646	—
	平成25年 6月末日	12,028	—	1.0104	—
	平成25年 7月末日	11,487	—	1.0129	—

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 平成19年 6月29日 至 平成19年12月20日	0.0600
第2期	自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	0.0000
第3期	自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日	0.0000
第4期	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	0.0000
第5期	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月21日	0.0000
第6期	自 平成21年12月22日 至 平成22年 6月21日	0.0000
第7期	自 平成22年 6月22日 至 平成22年12月20日	0.0000
第8期	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日	0.0000
第9期	自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日	0.0000
第10期	自 平成23年12月21日 至 平成24年 6月20日	0.0000
第11期	自 平成24年 6月21日 至 平成24年12月20日	0.0000
第12期	自 平成24年12月21日 至 平成25年 6月20日	0.0200

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 平成19年 6月29日 至 平成19年12月20日	6.5
第2期	自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	△22.2
第3期	自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日	△47.6
第4期	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	48.1
第5期	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月21日	18.7
第6期	自 平成21年12月22日 至 平成22年 6月21日	8.2
第7期	自 平成22年 6月22日 至 平成22年12月20日	9.7
第8期	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日	△4.3
第9期	自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日	△15.4
第10期	自 平成23年12月21日 至 平成24年 6月20日	9.5
第11期	自 平成24年 6月21日 至 平成24年12月20日	20.3
第12期	自 平成24年12月21日 至 平成25年 6月20日	14.0

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

＜参考情報＞

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

2013年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移

期間：設定日（2007年6月29日）～2013年7月31日

■分配の推移

（1万口当たり・税引前）



決算期	分配金
2013年 6月(第12期)	200 円
2012年12月(第11期)	0 円
2012年 6月(第10期)	0 円
2011年12月(第9期)	0 円
2011年 6月(第8期)	0 円
設定来累計	800 円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■主要な資産の状況

組入資産	基本比率(%)	投資比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド	25.00	25.04
イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド	20.00	19.06
イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド	15.00	14.77
イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド	15.00	14.60
イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド	15.00	14.76
イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド	5.00	4.90
イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド	5.00	4.94
現金・その他	—	1.93

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。基本比率は、今後変更される場合があります。

●組入上位銘柄（各投資対象ファンド別）

イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド

銘柄	業種	比率(%)
1 Industrial & Commercial Bank of China	銀行	8.89
2 China Mobile Ltd	電気通信サービス	7.82
3 Bank of China Ltd	銀行	7.43
4 CNOOC Ltd	エネルギー	7.16
5 China Construction Bank	銀行	5.77

イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド

銘柄	業種	比率(%)
1 Infosys Ltd	ソフトウェア・サービス	9.06
2 Reliance Industries Ltd	エネルギー	7.16
3 ICICI Bank Ltd	銀行	5.53
4 HDFC Bank Ltd	銀行	5.47
5 Tata Consultancy Services Ltd	ソフトウェア・サービス	5.22

イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド

銘柄	業種	比率(%)
1 CIMB Group Holdings Bhd	銀行	9.51
2 Malayan Banking Bhd	銀行	9.34
3 Tenaga Nasional Bhd	公益事業	6.75
4 Sime Darby Bhd	資本財	6.20
5 Axiata Group Bhd	電気通信サービス	5.68

イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド

銘柄	業種	比率(%)
1 PTT PCL	エネルギー	9.99
2 PTT Exploration & Production PCL	エネルギー	7.86
3 Advanced Info Service PCL	電気通信サービス	7.51
4 Kasikornbank PCL	銀行	6.29
5 Siam Commercial Bank PCL	銀行	6.20

イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド

銘柄	業種	比率(%)
1 Bank Rakyat Indonesia	銀行	7.76
2 Astra International	自動車・自動車部品	7.18
3 Bank Mandiri	銀行	6.93
4 Telekomunikasi Indonesia	電気通信サービス	6.67
5 Bank Central Asia	銀行	5.82

イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド

銘柄	業種	比率(%)
1 PLDT	電気通信サービス	10.07
2 SM Investments Corp	資本財	10.06
3 Ayala Land Inc	不動産	7.77
4 Bank of the Philippine Islands	銀行	5.48
5 Ayala Corp	各種金融	4.90

イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド

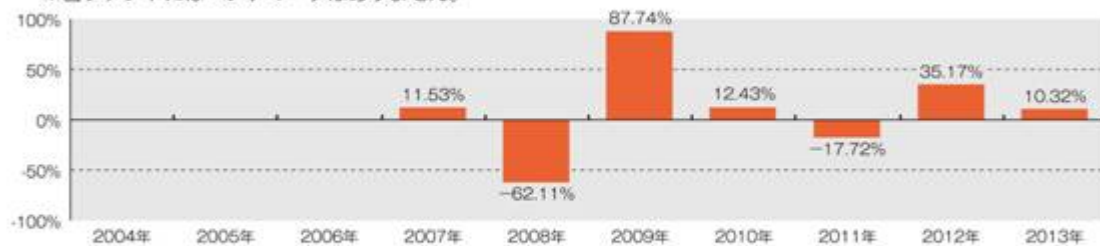
銘柄	業種	比率(%)
1 Viet Nam Dairy Products	食品・飲料・タバコ	10.65
2 Vingroup	不動産	10.03
3 FPT Corp	テクノロジー・ハードウェア	7.53
4 Petrovietnam Drilling and Well Services	エネルギー	6.39
5 Masan Group Corp	食品・飲料・タバコ	6.06

※業種区分は、原則として MSCI/S&P GICS に準じております（一部当社判断に基づく分類を採用）。なお、GICS に関する知的財産権は、MSCI Inc. および S&P にあります。

※比率は、各投資対象ファンドの組入銘柄評価額の合計を100%として計算しています。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2007年は、設定日（2007年6月29日）から2007年12月末までの収益率です。

※2013年は、7月末までの収益率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成19年 6月29日 至 平成19年12月20日	31,722,991,370	3,413,463,693	28,309,527,677
第2期	自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	3,009,526,871	1,822,218,036	29,496,836,512
第3期	自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日	301,729,379	2,852,316,188	26,946,249,703
第4期	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	447,409,781	1,492,148,790	25,901,510,694
第5期	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月21日	788,891,843	2,331,499,839	24,358,902,698
第6期	自 平成21年12月22日 至 平成22年 6月21日	2,181,297,721	1,939,665,501	24,600,534,918
第7期	自 平成22年 6月22日 至 平成22年12月20日	1,539,740,448	2,656,529,809	23,483,745,557
第8期	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日	1,091,674,042	2,995,867,156	21,579,552,443
第9期	自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日	452,592,222	2,337,842,738	19,694,301,927
第10期	自 平成23年12月21日 至 平成24年 6月20日	478,417,067	2,179,559,645	17,993,159,349
第11期	自 平成24年 6月21日 至 平成24年12月20日	153,322,639	2,680,285,418	15,466,196,570
第12期	自 平成24年12月21日 至 平成25年 6月20日	577,909,421	4,094,778,569	11,949,327,422

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、営業日が以下の日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。

- ①シンガポールの金融商品取引所の休場日
- ②シンガポールの銀行休業日
- ③ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
- ④ルクセンブルグの銀行休業日
- ⑤インドおよび中国の金融商品取引所がともに休場となる日

お申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

3. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記照会先までお問合せください。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

※「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をする時は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日に受付けます。

- ①シンガポールの金融商品取引所の休場日
- ②シンガポールの銀行休業日
- ③ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
- ④ルクセンブルグの銀行休業日
- ⑤インドおよび中国の金融商品取引所がともに休場となる日

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金[※]として控除した価額（解約価額）とします。一部解約にかかる解約価額については、お申込みの販売会社にお問合せください。
※信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。
3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1. による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4. により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記2. に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

※一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主な投資対象資産の評価方法>

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「グロアジ」と略称で掲載されています。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス http://www.eastspringinvestments.co.jp/
--

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成19年6月29日から無期限とします。

ただし、下記「(5) その他 1. 信託契約の解約（信託の終了）」に該当する場合には信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年6月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年6月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託契約の解約（信託の終了）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記 a. の信託契約の解約をしません。

- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c. からe. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更」d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

6. 運用報告書

委託会社は、各計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

7. 反対者の買取請求権

信託契約の解約（信託の終了）または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

8. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に運用の指図に関する権限の一部を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、30日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。
- b. 販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからとも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

9. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

4【受益者の権利等】

① 収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

③ 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成24年12月21日から平成25年6月20日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成24年12月20日現在)	第12期 (平成25年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	71,409,129	61,342,466
コール・ローン	224,419,112	798,794,313
投資証券	13,797,328,411	11,696,750,363
未収入金	167,140,353	—
未収利息	307	1,094
流動資産合計	14,260,297,312	12,556,888,236
資産合計	14,260,297,312	12,556,888,236
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	332,400	—
未払収益分配金	—	238,986,548
未払解約金	79,903,992	50,079,248
未払受託者報酬	2,139,544	2,299,121
未払委託者報酬	92,713,590	99,628,347
その他未払費用	1,670,025	1,666,875
流動負債合計	176,759,551	392,660,139
負債合計	176,759,551	392,660,139
純資産の部		
元本等		
元本	15,466,196,570	11,949,327,422
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,382,658,809	214,900,675
（分配準備積立金）	7,134,291	901,659,887
元本等合計	14,083,537,761	12,164,228,097
純資産合計	14,083,537,761	12,164,228,097
負債純資産合計	14,260,297,312	12,556,888,236

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 平成24年 6 月21日 至 平成24年12月20日	第12期 自 平成24年12月21日 至 平成25年 6 月20日
営業収益		
受取利息	48,468	50,759
有価証券売買等損益	1,821,123,450	221,682,713
為替差損益	783,344,296	1,986,082,223
営業収益合計	2,604,516,214	2,207,815,695
営業費用		
受託者報酬	2,139,544	2,299,121
委託者報酬	92,713,590	99,628,347
その他費用	1,911,100	1,951,700
営業費用合計	96,764,234	103,879,168
営業利益又は営業損失（△）	2,507,751,980	2,103,936,527
経常利益又は経常損失（△）	2,507,751,980	2,103,936,527
当期純利益又は当期純損失（△）	2,507,751,980	2,103,936,527
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	136,528,313	648,194,807
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,376,644,430	△1,382,658,809
剰余金増加額又は欠損金減少額	651,947,869	380,804,312
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	651,947,869	354,163,051
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	26,641,261
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,185,915	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,185,915	—
分配金	—	238,986,548
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,382,658,809	214,900,675

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第12期 自 平成24年12月21日 至 平成25年 6月20日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第11期 (平成24年12月20日現在)	第12期 (平成25年6月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	17,993,159,349 円	15,466,196,570 円
期中追加設定元本額	153,322,639 円	577,909,421 円
期中一部解約元本額	2,680,285,418 円	4,094,778,569 円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	15,466,196,570 口	11,949,327,422 口
3. 投資信託財産計算規則 第55条の6第1項第10号 に規定する額	元本の欠損 1,382,658,809 円	元本の欠損 — 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 自 平成24年 6月21日 至 平成24年12月20日	第12期 自 平成24年12月21日 至 平成25年 6月20日
1. 分配金の計算過程 計算期間末の費用控除後の配当等収益（46,252円）、信託約款に規定する収益調整金（2,231,745円）及び分配準備積立金（7,088,039円）より分配対象収益は9,366,036円（1万口当たり6円）であります。分配を行っておりません。	1. 分配金の計算過程 計算期間末の費用控除後の配当等収益（43,744円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,135,186,811円）、信託約款に規定する収益調整金（1,948,994円）及び分配準備積立金（5,415,880円）より分配対象収益は1,142,595,429円（1万口当たり956円）であり、うち238,986,548円（1万口当たり200円）を分配金額としております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

第11期 自 平成24年 6月21日 至 平成24年12月20日	第12期 自 平成24年12月21日 至 平成25年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左

第11期 自 平成24年 6月21日 至 平成24年12月20日	第12期 自 平成24年12月21日 至 平成25年 6月20日
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第11期 自 平成24年 6月21日 至 平成24年12月20日	第12期 自 平成24年12月21日 至 平成25年 6月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 ①投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 ①投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第11期 (平成24年12月20日現在)	第12期 (平成25年 6月20日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	1,639,594,213	△29,515,302
合計	1,639,594,213	△29,515,302

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成24年12月20日現在)

区 分	種 類	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	168,127,600	—	168,460,000	△332,400
合 計		168,127,600	—	168,460,000	△332,400

(平成25年6月20日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第11期 (平成24年12月20日現在)	第12期 (平成25年6月20日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.9106円 (9,106円)	1.0180円 (10,180円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成25年6月20日現在)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド	2,475,940.369	29,892,028.07	
		イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド	2,516,016.856	24,397,815.45	
		イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド	841,840.299	18,505,333.45	
		イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド	1,126,230.306	18,109,783.32	
		イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド	287,834.044	5,956,437.70	
		イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド	867,927.936	18,536,336.92	
		イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド	1,017,131.061	5,874,949.00	
小 計			9,132,920.871	121,272,683.91 (11,696,750,363)	
合 計				11,696,750,363 (11,696,750,363)	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

(注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘 柄 数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 7銘柄	100.0%	100.0%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「イーストスプリング・インベストメンツ（旧ファンド名：インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ）」の各サブファンドの投資証券を主要投資対象としております。

各サブファンドの状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「イーストスプリング・インベストメンツ（旧ファンド名：インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ）」は、ルクセンブルグ籍の外国投資法人です。同外国投資法人は、平成24年12月31日に計算期間が終了し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。

下記の純資産計算書、純資産変動計算書及び投資有価証券明細は、現地で作成された財務諸表の一部を翻訳・抜粋し作成したものです。

平成24年2月14日をもって、同外国投資法人の名称を「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ」から「イーストスプリング・インベストメンツ」に変更いたしました。

●「イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド（旧ファンド名：インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - チャイナ・エクイティ）」の内容

純資産計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	407,228,297
未実現評価益（損）	34,528,751
投資有価証券時価評価額	441,757,048
銀行預金	14,882,972
投資証券発行未収入金	8,637,915
未収配当金及び未収利息	41,410
資産合計	465,319,345
負債	
買入有価証券未払金	30,996
買戻し投資証券未払金	4,969,400
未払運用報酬	400,181
未払税金及び未払費用	270,741
その他負債	470
負債合計	5,671,788
純資産合計	459,647,557
発行済クラスA投資証券口数	24,328,919
発行済クラスA E投資証券口数	132,165
発行済クラスA H投資証券口数	26,265
発行済クラスA S投資証券口数	2,782
発行済クラスB投資証券口数	100
発行済クラスC投資証券口数	2,357,610
発行済クラスC E投資証券口数	100
発行済クラスD投資証券口数	2,763,099
発行済クラスJ投資証券口数	3,015,272
発行済クラスR投資証券口数	100
クラスA投資証券1口当り純資産価格	USD 12.435
クラスA E投資証券1口当り純資産価格	EUR 10.861
クラスA H投資証券1口当り純資産価格	HKD 9.641
クラスA S投資証券1口当り純資産価格	SGD 9.408
クラスB投資証券1口当り純資産価格	USD 11.181
クラスC投資証券1口当り純資産価格	USD 13.747
クラスC E投資証券1口当り純資産価格	EUR 10.919
クラスD投資証券1口当り純資産価格	USD 29.712
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	USD 13.484
クラスR投資証券1口当り純資産価格	USD 10.211

純資産変動計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
期初純資産総額	382,772,674
収入	
配当金	14,732,063
品貸料	548,484
収入合計	15,280,547
費用	
運用報酬	4,200,952
管理費用	1,218,091
保管・預託銀行費用	102,562
取引手数料	5,099
管理・名義書換代行事務費用	124,380
監査費用、公告・印刷費用	5,288
税金	141,403
借越利息	115
その他費用	47,033
費用合計	5,844,923
投資からの純収入（支出）	9,435,624
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	(1,952,848)
外国為替先渡取引にかかる実現純利益（損失）	(10,092)
外国為替にかかる実現純利益（損失）	20,787
実現純利益（損失）	7,493,471
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	66,904,118
外国為替にかかる未実現評価益（損）	(26,906)
運用による純資産の純増加額（減少額）	74,370,683
資本金の変動	
投資証券の発行	284,077,929
投資証券の買戻し	(281,573,729)
当期の純資産総額の変動額	2,504,200
期末純資産総額	459,647,557

投資有価証券明細（平成24年12月31日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
バミューダ					
GOME Electrical Appliances Holding Ltd	9,945,000	香港ドル	2,470,544	1,180,533	0.26
Huabao International Holdings Ltd	24,409,000	香港ドル	20,337,692	12,093,906	2.63
Nine Dragons Paper Holdings Ltd	5,160,000	香港ドル	2,403,516	4,660,506	1.01
			25,211,752	17,934,945	3.90
ケイマン諸島					
Ajisen China Holdings Ltd	4,573,000	香港ドル	4,017,252	4,366,347	0.95
Belle International Holdings Ltd	7,084,000	香港ドル	11,219,461	15,374,108	3.34
China Resources Land Ltd	4,266,000	香港ドル	6,459,481	11,614,183	2.53
China Shanshui Cement Group Ltd	10,801,000	香港ドル	6,574,699	7,901,915	1.72
Focus Media Holding Ltd ADR	663,700	米ドル	12,377,591	17,116,824	3.73
Hengan International Group Co Ltd	246,000	香港ドル	2,221,319	2,220,282	0.48
Tencent Holdings Ltd	156,000	香港ドル	4,143,766	5,011,980	1.09
Xingda International Holdings Ltd	12,831,000	香港ドル	7,122,960	6,622,254	1.44
			54,136,529	70,227,893	15.28
中国					
Bank of China Ltd 'H'	69,092,049	香港ドル	30,958,287	30,845,338	6.71
Beijing Jingkelong Co Ltd 'H'	7,194,000	香港ドル	5,087,334	5,012,444	1.09
China Construction Bank Corp 'H'	27,405,520	香港ドル	18,972,693	21,994,485	4.79
China Merchants Bank Co Ltd 'H'	2,493,500	香港ドル	4,373,977	5,501,623	1.20
China Pacific Insurance Group Co Ltd 'H'	6,471,200	香港ドル	23,615,332	23,921,853	5.20
China Petroleum & Chemical Corp 'H'	12,628,000	香港ドル	11,923,231	14,305,876	3.11
China Shenhua Energy Co Ltd 'H'	3,768,500	香港ドル	16,543,533	16,507,970	3.59
Dongfeng Motor Group Co Ltd 'H'	6,372,000	香港ドル	7,421,399	9,833,142	2.14
Industrial & Commercial Bank of China Ltd 'H'	50,995,965	香港ドル	35,353,422	36,189,607	7.87
PetroChina Co Ltd 'H'	7,044,000	香港ドル	9,707,399	9,979,460	2.17
Ping An Insurance Group Co of China Ltd 'H'	1,754,000	香港ドル	13,802,313	14,687,898	3.20
Shandong Chenming Paper Holdings Ltd 'H'	8,448,000	香港ドル	6,788,262	3,302,797	0.72
Travelsky Technology Ltd 'H'	9,779,000	香港ドル	5,421,416	5,223,723	1.14
Wumart Stores Inc 'H'	5,297,000	香港ドル	9,928,570	11,400,172	2.48
			199,897,168	208,706,388	45.41

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
香港					
China Merchants Holdings International Co Ltd	1,783,728	香港ドル	6,831,354	5,719,267	1.24
China Mobile Ltd	3,133,000	香港ドル	31,321,443	36,483,204	7.95
China Resources Power Holdings Co Ltd	4,718,000	香港ドル	8,887,956	12,041,195	2.62
China Unicom Hong Kong Ltd	7,842,030	香港ドル	11,079,169	12,567,111	2.73
CNOOC Ltd	15,741,000	香港ドル	27,158,103	34,080,789	7.41
Fosun International Ltd	13,737,000	香港ドル	8,577,664	8,773,694	1.91
Franshion Properties China Ltd	56,572,000	香港ドル	15,293,213	20,365,314	4.43
Lenovo Group Ltd	7,682,000	香港ドル	6,207,393	6,958,198	1.51
Sinotrans Shipping Ltd	28,351,500	香港ドル	9,898,056	6,877,320	1.50
			125,254,351	143,866,092	31.30
譲渡可能な上場有価証券の合計			404,499,800	440,735,318	95.89
非上場有価証券					
株式					
ケイマン諸島					
China High Precision Automation Group Ltd	6,386,000	香港ドル	2,728,497	1,021,730	0.22
非上場有価証券の合計			2,728,497	1,021,730	0.22
投資総額			407,228,297	441,757,048	96.11
その他資産				17,890,509	3.89
純資産総額				459,647,557	100.00

●「イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド（旧ファンド名：インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - インディア・エクイティ）」の内容

純資産計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	196,257,048
未実現評価益（損）	22,234,715
投資有価証券時価評価額	218,491,763
銀行預金	5,778,226
売却有価証券未収入金	4,628
投資証券発行未収入金	128,724
資産合計	224,403,341
負債	
買戻し投資証券未払金	661,290
未払運用報酬	84,191
未払税金及び未払費用	121,935
負債合計	867,416
純資産合計	223,535,925
発行済クラスA投資証券口数	3,903,559
発行済クラスA S投資証券口数	100
発行済クラスB投資証券口数	100
発行済クラスC投資証券口数	3,143,567
発行済クラスD投資証券口数	5,887,734
発行済クラスJ投資証券口数	3,094,883
発行済クラスR投資証券口数	100
クラスA投資証券1口当り純資産価格	USD 9.664
クラスA S投資証券1口当り純資産価格	SGD 10.033
クラスB投資証券1口当り純資産価格	USD 10.120
クラスC投資証券1口当り純資産価格	USD 11.025
クラスD投資証券1口当り純資産価格	USD 20.165
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	USD 10.476
クラスR投資証券1口当り純資産価格	USD 10.033

純資産変動計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
期初純資産総額	155,334,623
収入	
配当金	2,805,801
収入合計	2,805,801
費用	
運用報酬	892,509
管理費用	194,030
保管・預託銀行費用	146,357
取引手数料	24,675
管理・名義書換代行事務費用	65,779
監査費用、公告・印刷費用	5,193
税金	36,921
借越利息	4,660
その他費用	38,979
費用合計	1,409,103
投資からの純収入（支出）	1,396,698
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	(2,060,314)
外国為替先渡取引にかかる実現純利益（損失）	(6,524)
外国為替にかかる実現純利益（損失）	(29,350)
実現純利益（損失）	(699,490)
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	46,535,616
外国為替にかかる未実現評価益（損）	(10,303)
運用による純資産の純増加額（減少額）	45,825,823
資本金の変動	
投資証券の発行	84,502,303
投資証券の買戻し	(62,126,824)
当期の純資産総額の変動額	22,375,479
期末純資産総額	223,535,925

投資有価証券明細（平成24年12月31日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
インド					
Allcargo Logistics Ltd	983,438	インドルピー	3,916,793	2,299,295	1.03
Ashok Leyland Ltd	938,137	インドルピー	595,894	461,449	0.21
Axis Bank Ltd	10,640	インドルピー	183,662	263,437	0.12
Bank of Baroda	307,188	インドルピー	3,967,233	4,857,875	2.17
Bharat Petroleum Corp Ltd	677,172	インドルピー	4,624,569	4,404,274	1.97
Cairn India Ltd	897,104	インドルピー	5,237,321	5,224,782	2.34
Castrol India Ltd	1,289,800	インドルピー	5,812,660	7,050,464	3.15
Credit Analysis & Research Ltd	105,386	インドルピー	1,459,755	1,759,574	0.79
Dr Reddy's Laboratories Ltd	327,360	インドルピー	7,810,693	10,932,411	4.89
Godrej Properties Ltd	209,077	インドルピー	2,365,170	2,439,930	1.09
Gujarat Pipavav Port Ltd	7,163,234	インドルピー	7,753,721	6,478,155	2.90
HCL Technologies Ltd	107,029	インドルピー	962,699	1,208,593	0.54
HDFC Bank Ltd	927,803	インドルピー	6,579,838	11,491,274	5.14
Hindalco Industries Ltd	1,885,510	インドルピー	6,279,946	4,490,947	2.01
Hindustan Zinc Ltd	1,742,157	インドルピー	3,739,393	4,327,569	1.94
Housing Development Finance Corp	542,846	インドルピー	5,874,126	8,212,042	3.67
ICICI Bank Ltd	555,966	インドルピー	10,526,505	11,550,067	5.18
Idea Cellular Ltd	2,400,820	インドルピー	4,008,260	4,548,367	2.03
IndusInd Bank Ltd	291,600	インドルピー	2,058,543	2,219,597	0.99
Infosys Ltd	316,577	インドルピー	14,556,866	13,397,461	5.99
ITC Ltd	1,510,633	インドルピー	4,932,478	7,907,454	3.54
Kotak Mahindra Bank Ltd	515,186	インドルピー	4,566,594	6,112,366	2.73
Larsen & Toubro Ltd	147,022	インドルピー	3,528,824	4,312,581	1.92
LIC Housing Finance Ltd	1,377,687	インドルピー	5,712,400	7,325,953	3.28
Mahindra & Mahindra Financial Services Ltd	465,319	インドルピー	6,350,575	9,329,307	4.17
Mahindra & Mahindra Ltd	298,812	インドルピー	4,924,174	5,081,002	2.27
Marico Ltd	1,760,010	インドルピー	3,346,256	7,004,381	3.13
Mphasis Ltd	355,902	インドルピー	2,217,991	2,496,964	1.12
Oberoi Realty Ltd	428,510	インドルピー	2,349,444	2,253,607	1.01
Ranbaxy Laboratories Ltd	733,014	インドルピー	7,472,140	6,729,438	3.01
Reliance Industries Ltd	914,688	インドルピー	18,261,318	14,015,807	6.27
Shoppers Stop Ltd	389,105	インドルピー	2,848,256	3,311,546	1.48
Sobha Developers Ltd	471,485	インドルピー	2,514,054	3,268,296	1.46
Speciality Restaurants Ltd	392,146	インドルピー	1,085,631	1,248,941	0.56

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
Tata Consultancy Services Ltd	320,683	インドルピー	7,595,542	7,350,422	3.29
Tata Motors Ltd	756,434	インドルピー	3,918,078	4,316,463	1.93
Tata Motors Ltd 'A'	2,016,325	インドルピー	3,991,693	6,392,326	2.86
Titan Industries Ltd	1,291,343	インドルピー	4,164,523	6,701,830	3.00
Ultratech Cement Ltd	49,709	インドルピー	1,581,419	1,802,098	0.81
Voltas Ltd	1,354,133	インドルピー	4,898,371	2,617,314	1.17
Wipro Ltd	180,009	インドルピー	1,683,640	1,296,104	0.58
			196,257,048	218,491,763	97.74
投資総額			196,257,048	218,491,763	97.74
その他資産				5,044,162	2.26
純資産総額				223,535,925	100.00

●「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド（旧ファンド名：インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - インドネシア・エクイティ）」の内容

純資産計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	596,842,698
未実現評価益（損）	36,931,406
投資有価証券時価評価額	633,774,104
銀行預金	13,103,261
投資証券発行未収入金	23,388,655
未収配当金及び未収利息	53,004
資産合計	670,319,024
負債	
買戻し投資証券未払金	4,294,836
未払運用報酬	191,940
未払税金及び未払費用	248,691
負債合計	4,735,467
純資産合計	665,583,557
発行済クラスA投資証券口数	4,010,025
発行済クラスA S投資証券口数	11,018
発行済クラスB投資証券口数	100
発行済クラスC投資証券口数	100
発行済クラスD投資証券口数	1,150,603
発行済クラスJ投資証券口数	28,841,089
クラスA投資証券1口当り純資産価格	USD 18.542
クラスA S投資証券1口当り純資産価格	SGD 10.499
クラスB投資証券1口当り純資産価格	USD 9.900
クラスC投資証券1口当り純資産価格	USD 10.416
クラスD投資証券1口当り純資産価格	USD 9.821
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	USD 20.104

純資産変動計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
期初純資産総額	686,538,541
収入	
配当金	16,888,390
収入合計	16,888,390
費用	
運用報酬	3,037,119
管理費用	372,739
保管・預託銀行費用	459,195
取引手数料	151,626
管理・名義書換代行事務費用	166,457
監査費用、公告・印刷費用	5,664
税金	127,937
借越利息	363
その他費用	80,563
費用合計	4,401,663
投資からの純収入（支出）	12,486,727
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	27,183,684
外国為替先渡取引にかかる実現純利益（損失）	(78,225)
外国為替にかかる実現純利益（損失）	(1,200,554)
実現純利益（損失）	38,391,632
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	2,952,944
外国為替にかかる未実現評価益（損）	4,571
運用による純資産の純増加額（減少額）	41,349,147
資本金の変動	
投資証券の発行	595,761,251
投資証券の買戻し	(658,065,382)
当期の純資産総額の変動額	(62,304,131)
期末純資産総額	665,583,557

投資有価証券明細（平成24年12月31日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率（%）
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
インドネシア					
Ace Hardware Indonesia Tbk PT	7,780,000	インドネシアルピア	553,424	661,956	0.10
Adaro Energy Tbk PT	60,184,500	インドネシアルピア	13,662,378	9,929,270	1.49
Agung Podomoro Land Tbk PT	206,840,000	インドネシアルピア	7,700,458	7,940,938	1.19
Alam Sutera Realty Tbk PT	38,475,500	インドネシアルピア	1,306,029	2,395,362	0.36
Aneka Tambang Persero Tbk PT	5,740,500	インドネシアルピア	1,288,512	762,422	0.11
Astra Agro Lestari Tbk PT	870,500	インドネシアルピア	2,138,612	1,779,388	0.27
Astra International Tbk PT	66,227,000	インドネシアルピア	43,788,776	52,225,696	7.84
Astra Otoparts Tbk PT	7,149,000	インドネシアルピア	2,662,495	2,744,622	0.41
Bank Central Asia Tbk PT	38,564,200	インドネシアルピア	29,608,952	36,413,405	5.47
Bank Danamon Indonesia Tbk PT	12,755,351	インドネシアルピア	7,426,150	7,477,844	1.12
Bank Mandiri Persero Tbk PT	49,359,130	インドネシアルピア	34,538,494	41,484,712	6.23
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	75,324,936	インドネシアルピア	30,020,262	28,918,519	4.34
Bank Pan Indonesia Tbk PT	109,413,700	インドネシアルピア	10,444,622	7,152,334	1.07
Bank Pembangunan Daerah Jawa Barat Dan Banten Tbk PT	32,567,000	インドネシアルピア	4,393,030	3,581,947	0.54
Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk PT	64,341,000	インドネシアルピア	41,111,782	46,398,953	6.98
Bank Tabungan Negara Persero Tbk PT	21,145,983	インドネシアルピア	3,250,812	3,181,496	0.48
Bank Tabungan Pensiunan Nasional Tbk PT	5,424,500	インドネシアルピア	1,671,214	2,954,980	0.44
Berau Coal Energy Tbk PT	76,278,000	インドネシアルピア	4,334,640	1,543,368	0.23
Bumi Serpong Damai PT	114,062,348	インドネシアルピア	11,577,153	13,137,140	1.97
Charoen Pokphand Indonesia Tbk PT	18,869,000	インドネシアルピア	4,191,820	7,146,235	1.07
Ciputra Development Tbk PT	146,717,250	インドネシアルピア	8,735,748	12,178,862	1.83
Citra Marga Nusaphala Persada Tbk PT	6,905,000	インドネシアルピア	1,372,525	1,203,673	0.18
Erajaya Swasembada Tbk PT	9,480,500	インドネシアルピア	2,159,414	2,901,943	0.44
Gajah Tunggal Tbk PT	60,225,500	インドネシアルピア	16,478,688	13,904,199	2.09
Garuda Indonesia Persero Tbk PT	42,307,500	インドネシアルピア	2,703,857	2,897,323	0.44
Global Mediacom Tbk PT	6,628,000	インドネシアルピア	1,540,157	1,650,552	0.25
Gudang Garam Tbk PT	3,043,500	インドネシアルピア	15,589,971	17,779,406	2.68
Harum Energy Tbk PT	5,342,000	インドネシアルピア	4,412,554	3,325,758	0.50
Hexindo Adiperkasa Tbk PT	6,261,000	インドネシアルピア	4,636,639	5,294,645	0.80
Holcim Indonesia Tbk PT	12,535,500	インドネシアルピア	3,220,202	3,772,031	0.57
Indika Energy Tbk PT	89,591,500	インドネシアルピア	31,636,959	13,200,511	1.99
Indo Tambangraya Megah Tbk PT	2,962,500	インドネシアルピア	14,444,166	12,772,177	1.92
Indocement Tunggal Prakarsa Tbk PT	7,133,000	インドネシアルピア	12,869,086	16,615,910	2.50
Indofood CBP Sukses Makmur Tbk PT	12,743,000	インドネシアルピア	7,712,283	10,313,400	1.55

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
Indofood Sukses Makmur Tbk PT	25,325,000	インドネシアルピア	13,871,512	15,372,372	2.31
Indomobil Sukses Internasional Tbk PT	1,209,500	インドネシアルピア	876,347	665,146	0.10
Indosat Tbk PT	2,421,000	インドネシアルピア	1,377,984	1,620,280	0.24
Japfa Comfeed Indonesia Tbk PT	10,710,500	インドネシアルピア	4,730,263	6,834,715	1.03
Jasa Marga Persero Tbk PT	4,604,500	インドネシアルピア	1,900,676	2,603,841	0.39
Kalbe Farma Tbk PT	51,111,000	インドネシアルピア	3,964,076	5,621,546	0.84
Krakatau Steel Persero Tbk PT	19,777,500	インドネシアルピア	2,413,533	1,313,369	0.20
Lippo Cikarang Tbk PT	10,819,000	インドネシアルピア	2,738,669	3,620,365	0.54
Lippo Karawaci Tbk PT	106,477,875	インドネシアルピア	8,040,758	11,048,287	1.66
Mayora Indah Tbk PT	431,000	インドネシアルピア	1,030,916	894,423	0.13
Media Nusantara Citra Tbk PT	32,563,500	インドネシアルピア	3,923,278	8,447,081	1.27
Mitra Adiperkasa Tbk PT	2,442,000	インドネシアルピア	1,144,877	1,685,011	0.25
Pakuwon Jati Tbk PT	198,392,500	インドネシアルピア	4,977,119	4,631,731	0.70
Panin Financial Tbk PT	136,540,500	インドネシアルピア	2,114,827	1,912,629	0.29
Pembangunan Perumahan Persero Tbk PT	26,924,500	インドネシアルピア	2,193,605	2,318,789	0.35
Perusahaan Gas Negara Persero Tbk PT	46,637,500	インドネシアルピア	19,088,676	22,260,179	3.34
Perusahaan Perkebunan London Sumatra Indonesia Tbk PT	31,371,000	インドネシアルピア	8,158,659	7,486,723	1.12
Ramayana Lestari Sentosa Tbk PT	13,469,500	インドネシアルピア	1,207,267	1,705,088	0.26
Salim Ivomas Pratama Tbk PT	63,383,000	インドネシアルピア	9,294,674	7,563,211	1.14
Sampoerna Agro PT	15,995,000	インドネシアルピア	5,463,007	4,149,156	0.62
Semen Gresik Persero Tbk PT	12,076,000	インドネシアルピア	12,699,248	19,860,397	2.97
Summarecon Agung Tbk PT	64,691,500	インドネシアルピア	8,726,513	12,753,705	1.92
Surya Citra Media Tbk PT	27,544,500	インドネシアルピア	3,884,069	6,430,622	0.97
Tambang Batubara Bukit Asam Persero Tbk PT	4,373,500	インドネシアルピア	8,959,771	6,852,383	1.03
Telekomunikasi Indonesia Persero Tbk PT	36,450,500	インドネシアルピア	30,480,449	34,228,481	5.14
Timah Persero Tbk PT	8,233,500	インドネシアルピア	2,298,860	1,315,651	0.20
Tower Bersama Infrastructure Tbk PT	9,014,500	インドネシアルピア	2,973,818	5,331,532	0.80
Unilever Indonesia Tbk PT	6,407,500	インドネシアルピア	11,930,003	13,862,138	2.08
United Tractors Tbk PT	5,585,386	インドネシアルピア	15,083,586	11,417,078	1.72
Vale Indonesia Tbk PT	16,255,000	インドネシアルピア	7,303,123	3,963,606	0.60
Wijaya Karya Persero Tbk PT	6,559,500	インドネシアルピア	513,090	1,007,321	0.15
XL Axiata Tbk PT	15,504,000	インドネシアルピア	8,685,611	9,169,680	1.38
譲渡可能な上場有価証券の合計			595,230,728	633,587,513	95.19

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
非上場有価証券					
株式					
インドネシア					
Berlian Laju Tanker Tbk PT	35,965,332	インドネシアルピア	1,430,928	186,591	0.03
Central Proteinaprima Tbk PT	8,155,050	インドネシアルピア	181,042	-	-
非上場有価証券の合計			1,611,970	186,591	0.03
投資総額			596,842,698	633,774,104	95.22
その他資産				31,809,453	4.78
純資産総額				665,583,557	100.00

[次へ](#)

●「イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド（旧ファンド名：インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - マレーシア・エクイティ）」の内容

純資産計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	19,217,485
未実現評価益（損）	5,340,219
投資有価証券時価評価額	24,557,704
銀行預金	497,060
未収配当金及び未収利息	4,152
その他資産	4,341
資産合計	25,063,257
負債	
買戻し投資証券未払金	408,586
未払運用報酬	5,166
未払税金及び未払費用	11,956
負債合計	425,708
純資産合計	24,637,549
発行済クラスA投資証券口数	100
発行済クラスJ投資証券口数	1,633,509
クラスA投資証券1口当り純資産価格	USD 13.955
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	USD 15.082

純資産変動計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
期初純資産総額	26,044,273
収入	
配当金	798,315
収入合計	798,315
費用	
運用報酬	65,452
管理費用	52
保管・預託銀行費用	11,077
取引手数料	8,605
管理・名義書換代行事務費用	13,494
監査費用、公告・印刷費用	415
税金	2,549
借越利息	16
その他費用	2,410
費用合計	104,070
投資からの純収入（支出）	694,245
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	1,666,534
外国為替先渡取引にかかる実現純利益（損失）	1,262
外国為替にかかる実現純利益（損失）	19,126
実現純利益（損失）	2,381,167
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	1,304,175
外国為替にかかる未実現評価益（損）	(1,378)
運用による純資産の純増加額（減少額）	3,683,964
資本金の変動	
投資証券の発行	2,009,348
投資証券の買戻し	(7,100,036)
当期の純資産総額の変動額	(5,090,688)
期末純資産総額	24,637,549

投資有価証券明細（平成24年12月31日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率（%）
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
マレーシア					
AirAsia BHD	486,000	マレーシアリングット	425,584	435,461	1.77
Alam Maritim Resources Bhd	331,000	マレーシアリングット	120,019	73,604	0.30
Alliance Financial Group Bhd	375,100	マレーシアリングット	323,772	539,712	2.19
AMMB Holdings Bhd	436,000	マレーシアリングット	488,339	969,521	3.94
APM Automotive Holdings Bhd	80,000	マレーシアリングット	125,193	123,218	0.50
Astro Malaysia Holdings Bhd	205,800	マレーシアリングット	204,149	201,896	0.82
Axiata Group Bhd	551,325	マレーシアリングット	566,375	1,188,106	4.82
British American Tobacco Malaysia Bhd	12,000	マレーシアリングット	146,603	243,296	0.99
Bumi Armada Bhd	79,000	マレーシアリングット	101,310	102,819	0.42
CIMB Group Holdings Bhd	838,800	マレーシアリングット	1,630,240	2,092,883	8.50
DiGi.Com Bhd	532,000	マレーシアリングット	392,993	920,300	3.74
Gamuda Bhd	231,500	マレーシアリングット	238,692	275,559	1.12
Genting Bhd	508,000	マレーシアリングット	1,143,685	1,528,317	6.21
Genting Malaysia BHD	902,700	マレーシアリングット	886,815	1,047,934	4.25
Genting Plantations Bhd	127,000	マレーシアリングット	353,240	373,773	1.52
Hong Leong Bank Bhd	88,800	マレーシアリングット	338,680	429,190	1.74
Hong Leong Financial Group Bhd	61,000	マレーシアリングット	234,618	263,309	1.07
IJM Corp BHD	338,600	マレーシアリングット	496,376	551,415	2.24
IJM Plantations Bhd	326,100	マレーシアリングット	297,326	317,782	1.29
IOI Corp Bhd	640,384	マレーシアリングット	1,019,975	1,068,003	4.33
Kuala Lumpur Kepong Bhd	65,000	マレーシアリングット	348,423	510,137	2.07
Lafarge Malayan Cement Bhd	29,000	マレーシアリングット	43,281	91,229	0.37
Malayan Banking Bhd	686,288	マレーシアリングット	1,610,399	2,064,697	8.38
Maxis Bhd	330,000	マレーシアリングット	550,142	717,625	2.91
Media Prima Bhd	171,700	マレーシアリングット	113,101	131,386	0.53
MISC Bhd	261,800	マレーシアリングット	578,052	368,129	1.49
Multi-Purpose Holdings BHD	174,000	マレーシアリングット	146,189	198,581	0.81
Parkson Holdings Bhd	159,000	マレーシアリングット	262,293	270,372	1.10
Petronas Chemicals Group Bhd	442,000	マレーシアリングット	858,964	925,048	3.75
Petronas Gas Bhd	87,000	マレーシアリングット	376,391	555,343	2.25
Public Bank Bhd (Foreign Market)	224,100	マレーシアリングット	670,227	1,194,515	4.85
RHB Capital Bhd	74,306	マレーシアリングット	162,492	186,858	0.76
Sapurakencana Petroleum Bhd	574,700	マレーシアリングット	406,072	591,988	2.40
Sime Darby Bhd	547,100	マレーシアリングット	1,435,527	1,703,200	6.90
TAN Chong Motor Holdings BHD	54,000	マレーシアリングット	77,796	81,759	0.33

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
Telekom Malaysia Bhd	27,000	マレーシアリングット	50,397	53,329	0.22
Tenaga Nasional Bhd	628,500	マレーシアリングット	1,366,626	1,426,352	5.80
UMW Holdings Bhd	47,000	マレーシアリングット	106,780	183,512	0.74
YTL Corp Bhd	537,733	マレーシアリングット	269,561	334,104	1.36
YTL Power International Bhd	204,000	マレーシアリングット	155,337	104,068	0.42
			19,122,034	24,438,330	99.20
シンガポール					
Ihh Healthcare Bhd	108,000	シンガポールドル	95,451	119,374	0.48
投資総額			19,217,485	24,557,704	99.68
その他資産				79,845	0.32
純資産総額				24,637,549	100.00

●「イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド（旧ファンド名：インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - フィリピン・エクイティ）」の内容

純資産計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	34,511,492
未実現評価益（損）	6,870,501
投資有価証券時価評価額	41,381,993
銀行預金	2,866,997
投資証券発行未収入金	2,566,000
未収配当金及び未収利息	6,737
その他資産	1,442
資産合計	46,823,169
負債	
買入有価証券未払金	4,713,215
買戻し投資証券未払金	120,576
未払運用報酬	15,439
未払税金及び未払費用	5,805
負債合計	4,855,035
純資産合計	41,968,134
発行済クラスA投資証券口数	395,213
発行済クラスJ投資証券口数	1,758,754
クラスA投資証券1口当り純資産価格	USD 18.265
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	USD 19.758

純資産変動計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
期初純資産総額	11,976,649
収入	
配当金	260,194
収入合計	260,194
費用	
運用報酬	116,385
管理費用	24,787
保管・預託銀行費用	11,860
取引手数料	39,037
管理・名義書換代行事務費用	10,816
監査費用、公告・印刷費用	273
税金	4,128
借越利息	115
その他費用	1,555
費用合計	208,956
投資からの純収入（支出）	51,238
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	1,677,877
外国為替先渡取引にかかる実現純利益（損失）	4,310
外国為替にかかる実現純利益（損失）	(10,647)
実現純利益（損失）	1,722,778
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	5,481,003
外国為替にかかる未実現評価益（損）	1,124
運用による純資産の純増加額（減少額）	7,204,905
資本金の変動	
投資証券の発行	31,078,286
投資証券の買戻し	(8,291,706)
当期の純資産総額の変動額	22,786,580
期末純資産総額	41,968,134

投資有価証券明細（平成24年12月31日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率（%）
譲渡可能な上場有価証券					
株式購入権					
フィリピン ABS-CBN Holdings Corp	608,529	フィリピンペソ	—	—	—
			—	—	—
株式					
フィリピン					
Aboitiz Equity Ventures Inc	1,724,420	フィリピンペソ	1,787,898	2,223,637	5.30
Aboitiz Power Corp	1,357,200	フィリピンペソ	953,420	1,221,274	2.91
ABS-CBN Holdings Corp	474,400	フィリピンペソ	340,423	392,806	0.94
Alliance Global Group Inc	4,335,500	フィリピンペソ	1,251,384	1,769,570	4.22
Ayala Corp	155,469	フィリピンペソ	1,560,512	1,957,442	4.66
Ayala Land Inc	4,611,600	フィリピンペソ	2,379,081	2,970,517	7.08
Bank of the Philippine Islands	1,101,886	フィリピンペソ	1,962,715	2,549,266	6.07
BDO Unibank Inc	1,100,619	フィリピンペソ	1,661,395	1,951,295	4.65
Bloomberry Resorts Corp	232,400	フィリピンペソ	41,710	74,708	0.18
China Banking Corp	44,460	フィリピンペソ	38,215	59,118	0.14
DMCI Holdings Inc	547,430	フィリピンペソ	646,893	719,241	1.71
Energy Development Corp/Philippines	8,333,550	フィリピンペソ	1,198,199	1,369,898	3.26
Filinvest Land Inc	19,032,000	フィリピンペソ	581,097	690,598	1.65
First Gen Corp	2,040,937	フィリピンペソ	896,717	1,108,381	2.64
First Philippine Holdings Corp	280,820	フィリピンペソ	520,911	615,496	1.47
Globe Telecom Inc	16,000	フィリピンペソ	423,661	425,498	1.01
International Container Terminal Services Inc	512,420	フィリピンペソ	759,070	923,448	2.20
JG Summit Holdings Inc	1,484,500	フィリピンペソ	1,147,841	1,428,012	3.40
Jollibee Foods Corp	172,800	フィリピンペソ	379,965	429,238	1.02
Manila Electric Co	109,261	フィリピンペソ	658,762	693,417	1.65
Manila Water Co Inc	1,010,400	フィリピンペソ	577,137	787,405	1.88
Megaworld Corp	8,544,000	フィリピンペソ	462,997	576,362	1.37
Metro Pacific Investments Corp	7,587,000	フィリピンペソ	734,422	822,214	1.96
Metropolitan Bank & Trust	792,195	フィリピンペソ	1,605,206	1,967,827	4.69
Philippine Long Distance Telephone Co	61,170	フィリピンペソ	3,783,804	3,768,891	8.98
Robinsons Land Corp	1,082,750	フィリピンペソ	446,640	547,143	1.30
San Miguel Corp	367,420	フィリピンペソ	980,352	943,101	2.25
Security Bank Corp	151,050	フィリピンペソ	532,079	573,852	1.37
Semirara Mining Corp 'A'	83,700	フィリピンペソ	435,222	475,752	1.13

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
SM Development Corp	731,500	フィリピンペソ	109,407	104,926	0.25
SM Investments Corp	183,150	フィリピンペソ	3,140,561	3,933,962	9.38
SM Prime Holdings Inc	3,184,875	フィリピンペソ	1,016,293	1,279,767	3.05
Universal Robina Corp	630,950	フィリピンペソ	865,771	1,288,406	3.07
Vista Land & Lifescapes Inc	6,248,300	フィリピンペソ	631,732	739,525	1.76
			34,511,492	41,381,993	98.60
投資総額			34,511,492	41,381,993	98.60
その他資産				586,141	1.40
純資産総額				41,968,134	100.00

●「イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド（旧ファンド名：インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - タイランド・エクイティ）」の内容

純資産計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	20,976,203
未実現評価益（損）	7,911,460
投資有価証券時価評価額	28,887,663
銀行預金	679,125
投資証券発行未収入金	194,161
未収配当金及び未収利息	2,648
資産合計	29,763,597
負債	
買戻し投資証券未払金	470,032
未払運用報酬	9,590
未払税金及び未払費用	19,886
その他負債	1,090
負債合計	500,598
純資産合計	29,262,999
発行済クラスA投資証券口数	239,497
発行済クラスJ投資証券口数	1,158,937
クラスA投資証券1口当り純資産価格	USD 19.562
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	USD 21.207

純資産変動計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
期初純資産総額	33,079,451
収入	
配当金	1,089,224
収入合計	1,089,224
費用	
運用報酬	166,582
管理費用	33,459
保管・預託銀行費用	15,130
取引手数料	11,260
管理・名義書換代行事務費用	27,278
監査費用、公告・印刷費用	591
税金	6,071
その他費用	3,155
費用合計	263,526
投資からの純収入（支出）	825,698
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	4,650,687
外国為替先渡取引にかかる実現純利益（損失）	(6,050)
外国為替にかかる実現純利益（損失）	31,451
実現純利益（損失）	5,501,786
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	4,901,178
外国為替にかかる未実現評価益（損）	736
運用による純資産の純増加額（減少額）	10,403,700
資本金の変動	
投資証券の発行	19,291,252
投資証券の買戻し	(33,511,404)
当期の純資産総額の変動額	(14,220,152)
期末純資産総額	29,262,999

投資有価証券明細（平成24年12月31日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
投資信託証券					
タイ CPN Retail Growth Leasehold Property Fund	783,991	タイバーツ	253,246	486,951	1.66
			253,246	486,951	1.66
株式					
タイ Advanced Info Service PCL (Foreign Market)	265,600	タイバーツ	976,522	1,814,659	6.20
Airports of Thailand PCL (Foreign Market)	50,000	タイバーツ	123,418	158,957	0.54
Asian Property Development PCL (Foreign Market)	1,426,580	タイバーツ	216,442	396,402	1.35
Bangchak Petroleum PCL (Foreign Market)	138,800	タイバーツ	66,506	144,063	0.49
Bangkok Bank PCL (Foreign Market)	9,800	タイバーツ	63,549	66,957	0.23
Bangkok Bank PCL NVDR	203,100	タイバーツ	1,052,476	1,298,008	4.44
Bangkok Dusit Medical Services PCL	70,800	タイバーツ	243,193	262,694	0.90
Bangkok Life Assurance PCL NVDR	25,100	タイバーツ	40,061	51,078	0.17
Bank of Ayudhya PCL (Foreign Market)	588,100	タイバーツ	412,649	624,820	2.14
Banpu PCL (Foreign Market)	55,150	タイバーツ	1,097,626	742,785	2.54
BEC World PCL (Foreign Market)	143,900	タイバーツ	131,614	333,995	1.14
Big C Supercenter PCL (Foreign Market)	79,400	タイバーツ	231,983	537,293	1.84
Charoen Pokphand Foods PCL (Foreign Market)	752,000	タイバーツ	487,663	829,683	2.83
CP ALL PCL (Foreign Market)	773,900	タイバーツ	483,434	1,163,760	3.98
Delta Electronics Thailand PCL (Foreign Market)	124,600	タイバーツ	130,831	130,343	0.45
Electricity Generating PCL (Foreign Market)	145,800	タイバーツ	402,656	719,706	2.47
Esso Thailand PCL (Foreign Market)	326,700	タイバーツ	76,286	107,868	0.37
Glow Energy PCL (Foreign Market)	169,200	タイバーツ	232,520	428,670	1.46
Hana Microelectronics PCL (Foreign Market)	359,100	タイバーツ	286,093	267,653	0.92
Home Product Center PCL (Foreign Market)	724,857	タイバーツ	155,278	298,568	1.02
Indorama Ventures PCL (Foreign Market)	456,511	タイバーツ	535,818	376,819	1.29

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
IRPC PCL (Foreign Market)	961,900	タイバーツ	135,115	129,553	0.44
Kasikornbank PCL (Foreign Market)	299,400	タイバーツ	1,081,308	1,893,884	6.46
Kiatnakin Bank PCL (Foreign Market)	127,100	タイバーツ	113,810	201,515	0.69
Krung Thai Bank PCL (Foreign Market)	2,094,600	タイバーツ	988,461	1,369,468	4.68
Minor International PCL	310,890	タイバーツ	100,551	199,197	0.68
Prukso Real Estate PCL (Foreign Market)	459,000	タイバーツ	307,810	316,604	1.08
PTT Exploration & Production PCL (Foreign Market)	388,918	タイバーツ	1,933,797	2,085,079	7.13
PTT Global Chemical PCL (Foreign Market)	441,793	タイバーツ	854,957	1,010,969	3.46
PTT PCL (Foreign Market)	255,500	タイバーツ	2,591,162	2,772,999	9.47
Ratchaburi Electricity Generating Holding PCL (Foreign Market)	165,000	タイバーツ	205,508	322,287	1.10
Robinson Department Store PCL (Foreign Market)	31,700	タイバーツ	60,969	68,913	0.24
Shin Corp PCL (Foreign Market)	258,000	タイバーツ	516,057	590,389	2.02
Siam Cement PCL (Foreign Market)	9,000	タイバーツ	88,529	137,692	0.47
Siam Cement PCL NVDR	87,900	タイバーツ	1,016,423	1,264,335	4.32
Siam City Cement PCL (Foreign Market)	15,600	タイバーツ	109,482	214,188	0.73
Siam Commercial Bank PCL (Foreign Market)	382,500	タイバーツ	1,199,446	2,269,491	7.75
Siam Makro PCL (Foreign Market)	13,000	タイバーツ	51,811	189,539	0.65
Supalai PCL (Foreign Market)	267,000	タイバーツ	120,254	154,492	0.53
Thai Airways International PCL (Foreign Market)	313,248	タイバーツ	385,578	226,309	0.77
Thai Oil PCL (Foreign Market)	194,700	タイバーツ	370,717	429,626	1.47
Thai Stanley Electric PCL NVDR	36,000	タイバーツ	212,732	255,378	0.87
Thai Union Frozen Products PCL (Foreign Market)	113,506	タイバーツ	173,549	267,160	0.91
Thanachart Capital PCL (Foreign Market)	125,400	タイバーツ	108,149	154,752	0.53
Tisco Financial Group PCL (Foreign Market)	344,700	タイバーツ	336,661	597,225	2.04
Total Access Communication PCL	167,800	米ドル	199,859	495,010	1.69
Total Access Communication PCL (Foreign Market)	7,700	タイバーツ	13,644	22,277	0.08
			20,722,957	28,393,112	97.03

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
ワラント					
タイ Minor International PCL (Wts)	27,190	タイバーツ	—	7,600	0.03
			—	7,600	0.03
譲渡可能な上場有価証券の合計			20,976,203	28,887,663	98.72
投資総額			20,976,203	28,887,663	98.72
その他資産				375,336	1.28
純資産総額				29,262,999	100.00

●「イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド（旧ファンド名：インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - ベトナム・エクイティ）」の内容

純資産計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	9,481,974
未実現評価益（損）	(1,229,597)
投資有価証券時価評価額	8,252,377
銀行預金	217,318
売却有価証券未収入金	38,184
未収配当金及び未収利息	13,917
資産合計	8,521,796
負債	
買戻し投資証券未払金	167,996
未払運用報酬	6,920
未払税金及び未払費用	5,743
負債合計	180,659
純資産合計	8,341,137
発行済クラスJ投資証券口数	1,772,712
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	USD 4.705

純資産変動計算書

平成24年12月31日現在	米ドル
期初純資産総額	8,303,146
収入	
配当金	401,243
収入合計	401,243
費用	
運用報酬	85,913
保管・預託銀行費用	31,125
取引手数料	5,226
管理・名義書換代行事務費用	3,821
監査費用、公告・印刷費用	65
税金	833
借越利息	49
その他費用	1,115
費用合計	128,147
投資からの純収入（支出）	273,096
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	(896,658)
外国為替先渡取引にかかる実現純利益（損失）	(24)
外国為替にかかる実現純利益（損失）	(12,045)
実現純利益（損失）	(635,631)
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	3,310,394
外国為替にかかる未実現評価益（損）	(21)
運用による純資産の純増加額（減少額）	2,674,742
資本金の変動	
投資証券の発行	2,411,960
投資証券の買戻し	(5,048,711)
当期の純資産総額の変動額	(2,636,751)
期末純資産総額	8,341,137

投資有価証券明細（平成24年12月31日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
ベトナム					
Bank for Foreign Trade of Vietnam JSC	292,852	ベトナムドン	582,852	382,225	4.58
Bao Viet Holdings	29,100	ベトナムドン	63,139	53,620	0.64
Binh Minh Plastics JSC	42,100	ベトナムドン	107,131	89,897	1.08
Danang Rubber JSC	90,000	ベトナムドン	107,530	110,988	1.33
Development Investment Construction Corp	220,031	ベトナムドン	279,488	135,144	1.62
FPT Corp	283,087	ベトナムドン	800,497	478,151	5.73
Gemadept Corp	3	ベトナムドン	5	3	0.00
HAGL JSC	245,628	ベトナムドン	401,682	254,586	3.05
Hau Giang Pharmaceutical JSC	52,510	ベトナムドン	180,161	183,936	2.21
Ho Chi Minh City Infrastructure Investment JSC	50,650	ベトナムドン	63,070	56,629	0.68
Hoa Phat Group JSC	407,562	ベトナムドン	509,454	410,690	4.92
Kinh Do Corp	290,896	ベトナムドン	489,190	558,342	6.69
Masan Group Corp	83,700	ベトナムドン	305,356	409,664	4.92
Military Commercial Rights 15/01/2013	461,568	ベトナムドン	—	2,769	0.03
Military Commercial Joint Stock Bank	276,968	ベトナムドン	175,754	166,128	1.99
PetroVietnam Drilling and Well Services JSC	178,204	ベトナムドン	454,053	320,664	3.84
Petrovietnam Fertilizer & Chemicals JSC	331,100	ベトナムドン	659,831	568,781	6.82
PetroVietnam Gas JSC	90,000	ベトナムドン	176,540	166,699	2.00
PetroVietnam General Service JSC	70,000	ベトナムドン	42,994	41,987	0.50
Phu Nhuan Jewelry JSC	59,100	ベトナムドン	90,091	98,122	1.18
Phuoc Hoa Rubber JSC	126,600	ベトナムドン	174,709	170,703	2.05
Refrigeration Electrical Engineering Corp	333,300	ベトナムドン	282,534	265,488	3.18
Saigon Securities Inc	424,700	ベトナムドン	506,798	332,179	3.98
Saigon Thuong Tin Commercial JSB	181,094	ベトナムドン	164,808	172,926	2.07
Societe de Bourbon Tay Ninh	229,400	ベトナムドン	161,004	176,123	2.11
Songda Urban & Industrial Zone Investment And Development JSC	186,300	ベトナムドン	365,177	194,882	2.34
Tan Tao Investment Industry Corp	545,061	ベトナムドン	405,011	122,926	1.47
Thu Duc Housing Development Corp	5	ベトナムドン	15	3	0.00

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
Viet Nam Dairy Products JSC	188,760	ベトナムドン	392,279	797,067	9.56
Viet Nam Export-Import Commercial JSB	453,492	ベトナムドン	406,369	341,642	4.10
Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade	318,042	ベトナムドン	280,290	315,905	3.79
Vingroup JSC	208,771	ベトナムドン	633,304	801,423	9.62
Vinh Son - Song Dinh Hydropower JSC	145,850	ベトナムドン	220,858	72,085	0.86
			9,481,974	8,252,377	98.94
投資総額			9,481,974	8,252,377	98.94
その他資産				88,760	1.06
純資産総額				8,341,137	100.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	(平成25年7月31日現在)
I 資産総額	11,625,976,675円
II 負債総額	138,738,429円
III 純資産総額（I－II）	11,487,238,246円
IV 発行済口数	11,340,412,683口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0129円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当するものではありません。

2. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3. 譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

4. 受益権の譲渡方法

(1) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

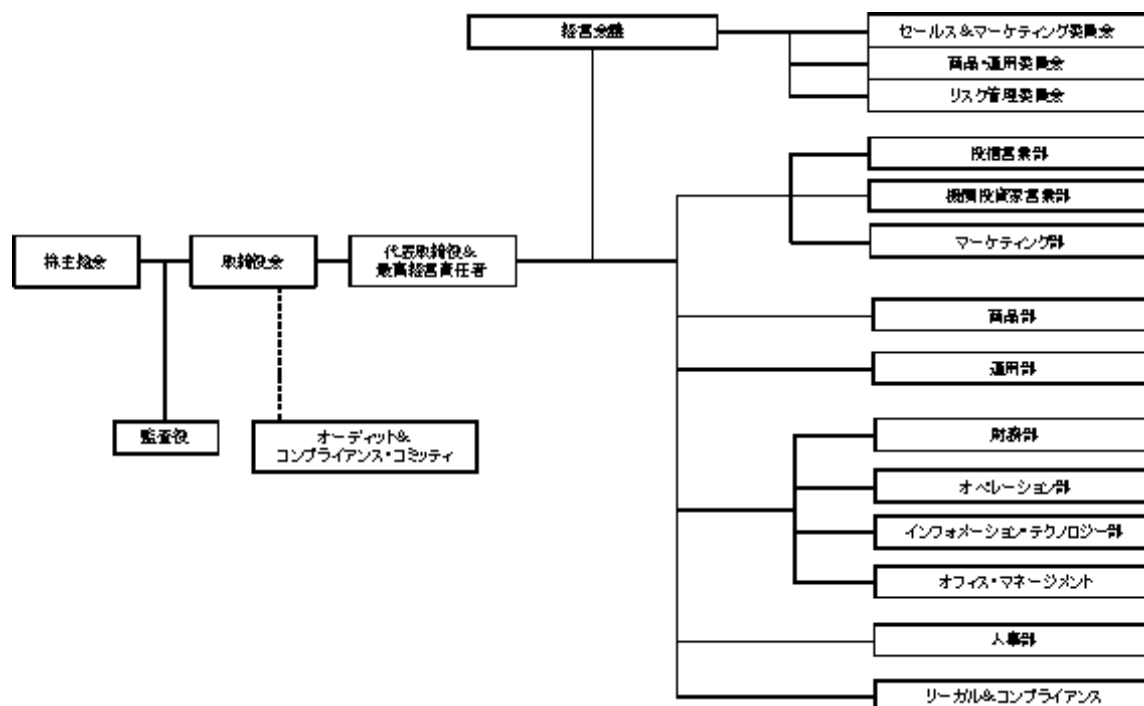
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成25年7月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（平成25年7月末日現在）



・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役的全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成25年7月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託（公募投資信託）	17	242,012 百万円
追加型株式投資信託（私募投資信託）	4	416,561 百万円
合計	21	658,574 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,976,126	1,729,168
前払費用	18,825	14,755
未収委託者報酬	1,211,935	1,147,799
未収入金	28,253	20,623
未収消費税等	8,578	7,603
繰延税金資産	85,943	100,224
流動資産合計	3,329,664	3,020,175
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	96,710	90,093
器具備品	51,681	44,594
リース資産	17,323	14,885
有形固定資産合計	165,715	149,573
無形固定資産	※2	※2
ソフトウェア	6,263	10,678
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	6,551	10,966
投資その他の資産		
長期差入保証金	95,642	89,394
繰延税金資産	34,339	39,364
その他	16,889	16,007
投資その他の資産合計	146,871	144,766
固定資産合計	319,138	305,307
資産合計	3,648,802	3,325,482
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	838,786	589,560
関係会社未払金	1,722	197,815
その他未払金	18,853	37,686
未払費用	112,953	75,375
未払法人税等	146,290	134,875
預り金	64,148	52,825
賞与引当金	154,807	187,766
リース債務	5,575	5,644
流動負債合計	1,343,138	1,281,550
固定負債		
退職給付引当金	90,244	103,937
リース債務	12,614	9,985
固定負債合計	102,858	113,922
負債合計	1,445,997	1,395,473
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	936,429	663,634
利益剰余金合計	936,429	663,634
株主資本合計	2,202,804	1,930,009
純資産合計	2,202,804	1,930,009
負債・純資産合計	3,648,802	3,325,482

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,030,477	5,353,243
その他営業収益	-	146
営業収益合計	6,030,477	5,353,389
営業費用		
支払手数料	2,535,532	2,089,707
広告宣伝費	167,903	192,734
調査費	152,904	159,018
委託調査費	1,052,463	1,072,846
委託計算費	34,702	37,417
通信費	15,408	12,853
諸会費	7,531	6,373
営業費用合計	3,966,446	3,570,951
一般管理費		
役員報酬	228,106	297,229
給料・手当	476,371	431,731
賞与	49,360	24,453
交際費	9,136	9,202
旅費交通費	40,750	30,982
租税公課	7,129	13,397
不動産賃借料	113,406	111,778
退職給付費用	47,175	84,663
固定資産減価償却費	24,241	25,646
採用費	12,426	2,682
専門家報酬	32,829	11,591
業務委託費	20,309	19,213
敷金の償却	5,365	5,365
諸経費	44,603	40,193
一般管理費合計	1,111,213	1,108,132
営業利益	952,817	674,305
営業外収益		
受取利息	86	103
受取配当金	570	474
為替差益	4,932	-
不動産賃貸収益	-	4,848
雑収入	79	-
営業外収益合計	5,668	5,426
営業外費用		
為替差損	-	37,775
雑損失	-	881
営業外費用合計	-	38,657
経常利益	958,486	641,075
特別損失		
固定資産除却損	684	848
固定資産売却損	-	132
事務所移転費	3,824	-
特別損失合計	4,508	981
税引前当期純利益	953,977	640,093
法人税、住民税及び事業税	426,451	332,195
法人税等調整額	29,342	△ 19,305
法人税等合計	455,793	312,889
当期純利益	498,183	327,204

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	649,500	649,500
当期末残高	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	616,875	616,875
当期末残高	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,038,246	936,429
当期変動額		
剰余金の配当	△ 600,000	△ 600,000
当期純利益	498,183	327,204
当期変動額合計	△ 101,816	△ 272,795
当期末残高	936,429	663,634
株主資本合計		
当期首残高	2,304,621	2,202,804
当期変動額		
剰余金の配当	△ 600,000	△ 600,000
当期純利益	498,183	327,204
当期変動額合計	△ 101,816	△ 272,795
当期末残高	2,202,804	1,930,009
純資産合計		
当期首残高	2,304,621	2,202,804
当期変動額		
剰余金の配当	△ 600,000	△ 600,000
当期純利益	498,183	327,204
株主資本以外の項目の 期中の変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	△ 101,816	△ 272,795
当期末残高	2,202,804	1,930,009

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

②平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～ 10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	13,575 千円	20,434 千円
器具備品	25,695 千円	32,238 千円
リース資産	8,416 千円	7,176 千円
計	47,688 千円	59,849 千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
ソフトウェア	2,524 千円	4,590 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	600	利益剰余金	26,019	平成23年3月31日	平成23年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 600百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 26,019円
- ④ 基準日 平成24年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成24年7月 1日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	600	利益剰余金	26,019	平成24年3月31日	平成24年7月1日

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	80,972 千円	- 千円
1年超	- 千円	- 千円
合計	80,972 千円	- 千円

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	1,976,126	1,976,126	-
② 未収委託者報酬	1,211,935	1,211,935	-
③ 長期差入保証金	95,642	95,642	-
④ 未払金	(859,362)	(859,362)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	1,729,168	1,729,168	-
② 未収委託者報酬	1,147,799	1,147,799	-
③ 長期差入保証金	89,394	89,394	-
④ 未払金	(825,062)	(825,062)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）		（単位:千円）		
	1 年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 現金及び預金	1,976,126	-	-	-
② 未収委託者報酬	1,211,935	-	-	-
③ 長期差入保証金	14,726	80,916	-	-
合計	3,202,789	80,916	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）		（単位:千円）		
	1 年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 現金及び預金	1,729,168	-	-	-
② 未収委託者報酬	1,147,799	-	-	-
③ 長期差入保証金	13,843	75,550	-	-
合計	2,890,811	75,550	-	-

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務	90,244 千円	103,937 千円
退職給付引当金	90,244 千円	103,937 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付費用	47,175 千円	84,663 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	58,842 千円	71,370 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	32,163 千円	37,042 千円
未払費用否認額	5,856 千円	11,541 千円
未払事業税	11,083 千円	11,955 千円
その他	12,338 千円	7,678 千円
繰延税金資産の総額	120,282 千円	139,587 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69 %	38.01 %
(調整)		
住民税均等割	0.10 %	0.15 %
交際費等永久差異	0.39 %	1.08 %
役員給与永久差異	5.13 %	9.60 %
その他	0.33 %	0.04 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.14 %	- %
税効果会計適用後の法人税の負担率	47.78 %	48.88 %

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	323,627	未払金	71,157
同一の親会社をもつ会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リ ミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	14,260	未払金	2,414
同一の親会社をもつ会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール） リミテッド(注2)	シンガポール	1百万 シンガポ ール ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1)	713,699	未払金	126,553
							情報関連費の 支払	27,921	未払金	817
親会社の親会社	ブルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	41,766	未払金	905

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) 2012年2月14日付でブルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドから社名変更しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	234,835	未払金	17,141
同一の親会社をもつ会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リ ミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	12,078	未払金	389
同一の親会社をもつ会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール） リミテッド	シンガポール	1百万 シンガポ ール ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注)	825,205	未払金	169,259
							情報関連費の 支払	25,956	未払金	3,548
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガポ ール ドル	その他 サービス 業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティ の支払	15,411	未払金	6,010
親会社の親会社	ブルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	49,923	未払金	1,346

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

（資産除去債務関係）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

（セグメント情報等）**セグメント情報**

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報**1. 製品及びサービスごとの情報**

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	6,030,477

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	5,353,389

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	95,524円84銭	83,695円11銭
1株当たり当期純利益	21,603円70銭	14,189円26銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益	498,183 千円	327,204 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	498,183 千円	327,204 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成25年3月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成25年3月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	8,000百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
野村證券株式会社※	10,000百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,957百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	
オーストラリア・アンド・ニュー ジーランド・バンキング・グルー プ・リミテッド（銀行）	23,066百万豪ドル	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
スタンダードチャータード銀行	12,055百万米ドル	
株式会社肥後銀行	18,128百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社池田泉州銀行	50,710百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
株式会社中国銀行	15,149百万円	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※ 一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等のみを行います。

(3) 投資顧問会社

名 称	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド (Eastspring Investments (Singapore)Limited)
資本金の額	1百万シンガポールドル（平成25年3月末日現在）
事業の内容	シンガポールにおいて、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務および その他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より、運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社と運用委託先である投資顧問会社との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、当計算期間において提出したものは以下の通りです。

平成24年12月27日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 3月18日	有価証券報告書
平成25年 3月18日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年8月7日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン（平成24年12月21日から平成25年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン（平成25年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。